

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を
改正する法律の施行に向けた検討について

平成16年

8月27日(金) 職業安定分科会

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討事項について

→ 雇用対策基本問題部会等において、具体的な内容を検討することとされた。

9月8日(水) 雇用対策基本問題部会

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係政省令について

10月中旬 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係政省令案要綱等について、労働政策審議会（職業安定分科会）に諮問

職業安定分科会

- 雇用対策基本問題部会等における検討結果の報告
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係政省令案要綱等について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の施行に向けた検討事項

【政令事項】

- ① 募集・採用時の上限年齢設定理由の提示、解雇等による離職予定者への求職活動支援書の交付、シルバー人材センターによる労働者派遣事業の特例に係る施行期日
- ② 事業主が就業規則等により継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることができる特例期間に係る期日、中小企業における当該期日
- ③ ②の中小企業の定義(常用労働者数)

【省令事項】

- ① 求職活動支援書の作成手続、記載事項
- ② 募集・採用時の上限年齢設定理由の提示方法
- ③ シルバー人材センターによる労働者派遣事業の届出方法等

<当面のスケジュール(予定)>

9月中に雇用対策基本問題部会等において検討を行い、その上で、政省令案要綱等を労働政策審議会に諮問することとする。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の減少)の中での高齢労働力の活用
<経済社会の活力の維持>

年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、
社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう
65歳まで働く労働市場の整備が必要

【改正の内容】

① 65歳までの雇用の確保

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。
- ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。
- なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業は3年間、中小企業は5年間)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。
- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、2013年度(平成25年度)までに段階的に引き上げる。

② 中高年齢者の再就職の促進

- 労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、その理由の明示を求める。
- 事業主都合で離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主がその職務経験や能力等を記載した書面を交付することを求める。

③ 多様な就業機会の確保

- シルバー人材センターが臨時的かつ短期的な又は軽易な業務に係る労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

【施行期日】

- ②及び③については、公布の日から6月以内の政令で定める日
①については、平成18年4月1日